

岐阜県公報

第二千六百七十九号
平成二十七年九月四日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(子育て支援課) 六一四^ハ

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 六一四

指定訪問看護事業者等の指定

(同) 六一四

指定医療機関の名称の変更の届出

(同) 六一五

指定医療機関の廃止の届出

(同) 六一五

指定訪問看護事業者等の廃止の届出

(同) 六一五

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(同) 六一六

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 六一七

指定介護機関の廃止の届出

(同) 六一七

医療扶助及び医療支援給付のための施設担当機関の指定

(同) 六一八

指定施設機関の廃止の届出

(同) 六一八

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 六一八

道路の供用開始

(道路維持課) 六一〇

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 六一〇

政治団体の異動事項の公表

(同) 六一一

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 六一三

公示

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表
資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表
個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し

(同) 六一四
(同) 六一四
(同) 六一四
(同) 六一五

システム運用支援業務に関する仕様書案に対する意見招集に関する公告

(情報企画課) 六一五

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 六一六

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 六一六

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課) 六一六

公共測量の実施

(用地課) 六一七

多治見都市計画の変更案の縦覧

(都市政策課) 六一七

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の委任

(建築指導課) 六一八

土地改良区の定款の変更認可

(下呂農林事務所) 六一九

規則

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四百号

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年岐阜県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

別記第二号様式を次のように改める。

別記第二号様式 監察

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
ひまわり歯科クリニック	本巣郡北方町芝原中町六二一六	平成二七・四・一
ながせ薬局	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬一五〇八三	平成二七・六・一
セキアイクリニック	関市倉知字砂田三三四八四	平成二七・七・一
井口歯科クリニック	土岐市泉町大富二四八六	同
太田歯科医院	可児市兼山一一三二四	同
横山歯科医院	各務原市成清町三一六	同
寺内高橋薬局	大垣市寺内町三四	同
日比野薬局	土岐市駄知町二五四番地の三	同
フジツカ薬局	羽島郡岐南町八剣一丁目二番地	同
シンエイ調剤薬局	土岐市泉神栄町四丁目八番地三号	同
まえかわペインクリニック	多治見市広小路二丁目六三	平成二七・八・一
医療法人すずらん会 安田医院	関市倉知一四八一	同
馬場歯科医院	大垣市浅草四五八二	同
アロマ島薬局	関市西本郷通一一三	同

岐阜県告示第五百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定期日
-------------	--------------------	----------------	-----------------	------

医療法人 清仁	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三五五五	医療法人 清仁のぞみの丘	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三五五五	平成二十七年九月一日
---------	-----------------	--------------	-----------------	------------

有限会社飛騨コミュニケーションアサポート	高山市名田町五丁目八番地	訪問看護ステーション	高山市石浦町六丁目三六番地	平成二十七年九月一日
----------------------	--------------	------------	---------------	------------

株式会社 壮健	愛知県大山市松本町二丁目二九番地	訪問看護ステーション はちど	各務原市三井町二丁目一四	同
---------	------------------	----------------	--------------	---

岐阜県告示第五百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	変更年月日
新 ココカラファイブ 薬局 下米田店	美濃加茂市下米田町小山一〇四四番地	平成二七・六・二五
旧 シツブドラッグ下米田店		

岐阜県告示第五百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
井口 歯科 医院	土岐市泉町大富二四八六	平成二七・六・三〇

岐阜県告示第五百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称 指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 年月日 止

株式会社HOT 多治見市明和町二丁目一ノ一 多治見市明和町二丁目一ノ一 平成二十七年九月四日

岐阜県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称

医療法人 三継会 高山市石浦町五丁目一ノ二 居宅療養管理指導 いしうら歯科医院 高山市石浦町五丁目一ノ二 平成二七・四・一

医療法人 三継会 高山市石浦町五丁目一ノ二 居宅療養管理指導 いしうら歯科医院 高山市石浦町五丁目一ノ二 平成二七・四・一

阿部 義和 恵那市明智町九八二 居宅療養管理指導 阿部 歯科医院 恵那市明智町九八二 平成二七・五・一

株式会社四つ葉介護サービス 瑞浪市上平町四丁目四番地 居宅介護支援事業 四つ葉ケアプラン 瑞浪市上平町四丁目四番地 平成二七・七・一

医療法人社団睦会 羽島郡笠松町円城寺九丁目一ノ七 介護予防通所リハビリテーション ショーン 老人保健施設シルバーボーイ 羽島郡笠松町円城寺九丁目一ノ七 平成二七・八・一

医療法人社団睦会 羽島郡笠松町円城寺九丁目一ノ七 介護予防短期入所療養介護 トふれあいの家 羽島郡笠松町円城寺九丁目一ノ七 同

医療法人社団睦会 羽島郡笠松町円城寺九丁目一ノ七 介護予防短期入所療養介護 トふれあいの家 羽島郡笠松町円城寺九丁目一ノ七 同

人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地
サービスの種類
居宅介護事業所等の名称

社会医療法人 蘇西厚生会
羽島郡笠松町泉町一
番地
居宅介護
支援事業
まつなみケアプランセンタ

有限会社 ひなたぼっこ
土岐市下石陶史台二丁
目二二六七番七
通所介護
ミニデイサービス ひなた

有限会社 ひなたぼっこ
土岐市下石陶史台二丁
目二二六七番七
介護予防
通所介護
ミニデイサービス ひなた

岐阜県告示第五百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地
サービスの種類
居宅介護事業所等の名称

定介護機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業所等の所在地
変更年月日

新 羽島郡笠松町田代
一八五番地の一
旧 羽島郡笠松町泉町
一番地
平成二七・四・一二

新 土岐市下石陶史台
一丁目二二六七番
七
旧 土岐市駄知町一〇
四一五
平成二七・七・二四

新 土岐市下石陶史台
一丁目二二六七番
七
旧 土岐市駄知町一〇
四一五
同

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業所等の所在地
廃止年月日

山下直哉 高山市石浦町五一 居宅療養管理指導 いしうら歯科医院

高山市石浦町五一 平成三三・一二・三一

株式会社HOTTO 多治見市明和町二四 訪問看護 たちばな訪問看護ステーション

多治見市明和町二四 平成二七・七・一五

株式会社HOTTO 多治見市明和町二四 介護予防訪問看護 たちばな訪問看護ステーション

多治見市明和町二四 同

岐阜県告示第五百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

氏名	施術所等の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	指定期日
井上泰輔	健伸会岐阜治療院	各務原市川島町河田町九二六二 プリマベールB G 二二	平成三三・四・一
森功一	森の接骨院	各務原市鷺沼各務原町二丁目一五 四番地二	平成三三・七・一
駒瀬成弘	こませ接骨院	羽島郡笠松町田代六〇〇一	同
馬場礼奈	へいせい鍼灸接骨院	羽島郡笠松町松栄町一七〇番地一	平成三三・七・二
小島直也	コジLabo	各務原市大佐野町一二七二二	平成三三・八・一

松岡圭一 訪問マッサージ EIROU大垣駅前ステーション 土岐市肥田町浅野六二一 三

平成三三・八・三

岐阜県告示第五百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
白山はりきゆう接骨院	野村秀男	岐阜市老松町七番地	平成三三・六・三〇

岐阜県告示第五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字小峠九〇五六の七四、九〇五六の一六四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小峠九〇五六の七四(次の図に示す部分に限る。)、九〇五六の一六四

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市田瀬字上田瀬一七六の五八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市笠置町河合字下栃一八九五の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年九月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
一般国道	二百四十八号	多治見市大針町字屋作二八六番五地先から	同市大藪町迫間洞一九八〇番二地先まで	七三〇〇	平成二七・九・四	平成二七・八・三

岐阜県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年九月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	出陣年月日
小島ひろひこ後援会	小島博彦	小島きよ子	各務原市川島松倉町2379	平成27年7月6日

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	恵那川線	中津川市蛭川字遠ヶ根一五番一四地先から	同市同字同一五番一四地先まで	一六〇〇	平成二七・九・四	平成二七・九・三

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

柴橋正直後援会	竹内 義次	柴橋 敏隆	岐阜市今沢町13	平成27年 6月25日
森政研	森 益基	森 奈津子	中津川市坂下4380	平成27年 6月19日
長谷川やすゆきを育てる会	長谷川 泰幸	長谷川 泰幸	加茂郡八百津町久田見2434	平成27年 7月7日
平岡正男後援会	平岡 正男	平岡 満千代	加茂郡川辺町石神914	平成27年 7月6日
丸山周治後援会	丸山 周治	丸山 慶子	揖斐郡揖斐川町坂内坂本1162 2	平成27年 6月26日
若歩会	山内 英通	鈴木 利夫	岐阜市鹿島町1 10	平成27年 7月13日
渡辺英人(渡辺ひでと)を育てる会	渡辺 英人	渡辺 幸子	関市平賀町4 80 2	平成27年 3月7日

備考 従来、柴橋正直後援会は総務大臣に届出がされていたが、岐阜県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

岐阜県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体の理田善頂の運動団が提出されたのび、同法第七條の二第一項の規定により、その

照会事項を次のとおり通知する。

平成二十七年六月四日

岐阜県選挙管理委員会

総務課長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	異年月日
		会計責任者	主たる事務所の所在地			
自由民主党池田町支部	竹中 芳弘	会計責任者	主たる事務所の所在地	臼井 幹夫	竹中 芳弘	平成27年 6月12日
		代表者		中川 仁志	國枝 利樹	平成27年 5月20日
		会計責任者		國枝 利樹	田代 義明	
自由民主党大野町支部	中川 仁志	代表者	主たる事務所の所在地	揖斐郡大野町西方1057 4	揖斐郡大野町大字加納579	平成27年 5月20日
自由民主党岐阜県看護連盟支部	山口 綯子	会計責任者		松井 和世	森前 光子	平成27年 7月1日
自由民主党岐阜県岐阜市第十支部	早田 啓子	代表者		早田 啓子	早田 純	平成26年 6月29日

自由民主党岐阜県岐阜市第七支部	若井敦子	会計責任者	鈴木利夫	岐阜市鹿島町1-10	鷺見文男	岐阜市徹明通1-2	平成27年6月1日
		主たる事務所の所在地					
自由民主党岐阜県歯科医師連盟支部	阿部義和	代表者	阿部義和	加茂郡八百津町3738-1	河村泰宏	本巣郡北方町春來町3-126	平成27年7月1日
		主たる事務所の所在地					
自由民主党岐阜県商工政治連盟支部	岡山金平	代表者	尾藤義昭	尾藤義昭	清水善光	清水善光	平成27年4月1日
		代表者					
自由民主党岐阜県関市第二支部	尾藤義昭	代表者	山口望	山口望	吉田正哉	吉田正哉	平成27年3月27日
		代表者					
自由民主党岐阜県ときわ会支部	宇野文孝	会計責任者	櫻井宏	櫻井宏	岡田忠敏	岡田忠敏	平成27年7月1日
		代表者					
自由民主党岐阜県農協支部	櫻井宏	代表者	松永政人	松永政人	守屋啓司	守屋啓司	平成27年7月22日
		会計責任者					
自由民主党岐阜市支部	玉田和浩	会計責任者	大野一生	大野一生	柳原一三	柳原一三	平成27年7月7日
		代表者					
自由民主党白川町支部	安江孝弘	代表者	安江孝弘	安江孝弘	鈴木道男	鈴木道男	平成26年5月12日
		代表者					
自由民主党山県市支部	杉山正樹	主たる事務所の所在地	山県市高富1736-1	山県市高富1736-1	山県市高富635	山県市高富635	平成27年7月16日
		代表者					
民主党岐阜県第3区総支部	小見山幸治	公職の種類	小見山幸治	小見山幸治	園田康博	園田康博	平成27年7月7日
		代表者					
石井みどり岐阜県後援会	阿部義和	代表者	阿部義和	阿部義和	横森俊雄	横森俊雄	平成27年7月1日
		代表者					
岩瀬進を育てる会	岩瀬まつ系	代表者	岩瀬まつ系	岩瀬まつ系	岩瀬進	岩瀬進	平成26年9月23日
		代表者					
大垣市医師連盟	山川隆司	会計責任者	森俊治	森俊治	吉田麗己	吉田麗己	平成27年6月13日
		代表者					
大垣歯科医師連盟	片野雅文	会計責任者	片野雅文	片野雅文	杉山勝治	杉山勝治	平成27年5月24日
		代表者					
川合義後援会	川合治義	主たる事務所の所在地	関市神野302-2	関市神野302-2	関市神野1244-1	関市神野1244-1	平成27年3月13日
		代表者					
岐阜県看護連盟	山口絢子	会計責任者	松井和世	松井和世	森前光子	森前光子	平成27年7月1日
		代表者					
岐阜県歯科医師連盟	阿部義和	代表者	阿部義和	阿部義和	横森俊雄	横森俊雄	平成27年7月1日
		代表者					

岐阜県農協農政連盟	櫻井 宏	代表者	櫻井 宏	岡田 忠 敏	平成27年 7月22日	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
	別府 卓也	会計責任者	松永 政人	守屋 啓司	平成27年 3月29日	
十四日会	早田 啓子	主たる事務所の所在地	美濃市上条71 1	美濃市笠神1013	平成27年 6月29日	一以上市町村区域等
	代表者	早田 啓子	早田 純	早田 純	平成26年 6月29日	
泰士会	大野 泰正	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平成26年 1月1日	一以上市町村区域等
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	大野 泰正、参議院議員			
西村まさみ岐阜県後援会	阿部 義和	代表者	阿部 義和	横 森 敏 雄	平成27年 7月1日	一以上市町村区域等
武藏容治後援会笠松町支部	松 波 英 寿	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成26年 12月31日	
山田としお岐阜県後援会	櫻井 宏	代表者	櫻井 宏	岡田 忠 敏	平成27年 7月22日	一以上市町村区域等
		会計責任者	渡邊 健彦	岩 佐 正 行		
渡辺友三後援会	末武 孝二	会計責任者	坪井 益 廣	筒井 隆 夫	平成27年 3月27日	

平成二十七年九月四日

岐阜県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体継数団が提出されたのび、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり並びに

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
	森 泰 朗	大久保 為 芳	揖斐郡揖斐川町春日六合918	平成27年 6月30日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
自由民主党春日支部	早田 啓子	鷲見 勝 志	岐阜市吉野町6 2	平成27年 7月15日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
自由民主党岐阜県岐阜市第十支部	丸山 周 治	丸山 周 治	揖斐郡揖斐川町坂内坂本1162 2	平成27年 6月25日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等

岩瀬進を育てる会	岩瀬 まつゑ	早崎 幸雄	養老郡養老町直江138	平成26年9月23日			
かとう修と笑顔あふれる土岐市の会	土本 勇夫	中村 要	土岐市泉町大富238 2	平成27年6月30日			
十四日会	早田 啓子	早田 辰男	岐阜市吉野町6 2 2	平成27年7月23日			
小筋憲政研究会	園田 康博	矢田 泰崇	各務原市那加前洞新町4 185	平成27年6月30日			
園田やすひろ後援会	林 幸廣	矢田 泰崇	各務原市那加前洞新町4 185	平成27年6月30日			
服部よね子後援会	服部 よね子	服部 よね子	可児市愛岐ケ丘4 144	平成27年6月18日			
早田純後援会	分 部 健 誌	早田 辰男	岐阜市吉野町6 2 2	平成27年7月23日			
早田純を育て助ます会	大塚 貞二	早田 辰男	岐阜市吉野町6 2 2	平成27年7月23日			
渡辺真後援会	松 崎 捷也	加藤 健二	瑞浪市土岐町22 4	平成27年6月3日			

岐阜県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
森 益基	中津川市議会議員	森政研	中津川市坂下4380	森 益基

岐阜県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消日
服部 よね子	服部よね子後援会	平成27年6月18日

岐阜県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定によ

り、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の届出をした者名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
岩瀬進	岩瀬進を育てる会	平成26年9月23日
早田純	十四日会	平成26年6月29日
園田康博	小節憲政研究会	平成27年6月30日

岐阜県選挙管理委員会告示第六十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第四号）第六十一条第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催するに必要とする施設の指定の取消について、次のとおり報告があったのでその旨を告示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
関 市	関市前山公民センター	関市前山町2番1号

公 示

システム運用支援業務に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告
システム運用支援業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十七年九月四日

岐阜県IT課 中 田 義 徳

1 調達役務の名称及び数量
システム運用支援業務 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成27年9月25日（金）午後5時（郵送の場合は、必着のこと。）

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市鞍田南二丁目1番1号

岐阜県総務部情報企画課情報システム係

電話 058 272 1111（内線2277）

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成27年9月4日（金）から平成27年9月18日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:

System operational support and administration

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 4 September 2015 through 18 September 2015 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 25 September 2015

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00

p.m., 25 September 2015.)

(4) For further information, please contact:

Information Policy Planning Division

Department of General Affairs

Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabufaminami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-1111 Ext. 2277

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年七月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふれ愛岐阜笑顔

三 代表者の氏名 青山 強

四 主たる事務所の所在地 岐阜県本巣市文殊一五六〇番地九

五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある方と高齢者、そのご家族及び

関係者に、障害のある方、高齢者の方が地域で生き生きと生活できるための各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年七月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人四つ葉のコウソウ

三 代表者の氏名 後藤 正之

四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市四五番地三

五 定款に記載された目的 この法人は、美濃市の伝統文化を守るとともに新たな

文化の創造に関する事業を行い、美濃市の地域活性化と豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十七年九月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年八月十四日

二 届出者の氏名又は名称 株式会社しまむら

三 建物の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら中津川店

中津川市駒場字後洞一四五 番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十八年四月十五日

五 店舗面積

一、一六・六七平方メートル

六 駐車場の収容台数

五四台

七 荷さばき施設の面積

二五平方メートル

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（岐阜県共有空間データ作成）

三 作業期間

平成二十七年九月一日から

同 二十八年一月十五日まで

四 作業地域

岐阜県内

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞浪市

二 作業種類

公共測量（数値地形図修正）

三 作業期間

平成二十七年九月一日から

同 二十八年三月十一日まで

四 作業地域

瑞浪市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により下呂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

下呂市

二 作業種類

公共測量（数値図化修正）

三 作業期間

平成二十七年九月一日から

同 二十八年三月十八日まで

四 作業地域

下呂市

多治見都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案

を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画道路

三・三・二号 国道二百四十八号線多治見バイパス

三・四・三号 金岡市之倉線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十七年九月四日 から

同 年九月十八日 まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存在する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の委任

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定構造計算適合性判定機関の名称等

名 称	株式会社東京建築 株主検査機構	住 所	東京都中央区東日本橋一丁目一番四号	業務区域	岐阜県の全域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	東京都中央区東日本橋一丁目一番四号 愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号
-----	--------------------	-----	-------------------	------	--------	------------------------	----------------------------------------

二 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が二以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。

- 1 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の部分。以下同じ。）
 - 2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第八十一条第二項第一号に定める構造計算による建築物
 - 3 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物
 - 4 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの
 - 5 高さが三十一メートルを超える建築物
 - 6 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
 - 7 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十六ニュートン以上のコンクリートを使用する建築物
 - 8 政令第八十条の二の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物
- (一) プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第十三百二十号）

一 土地改良区名
小坂第一土地改良区

二 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）

三 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）

四 アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十号）

五 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）

六 コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十四号）

七 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）

八 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十五年国土交通省告示第四百六十三号）

九 政令第三十九条第三項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号） 第三第二項第二号の構造方法を用いた建築物

10 その他知事が必要と認める建築物

三 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成二十七年九月四日

土地改良区の変更改認可
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。
平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

二 認可年月日
平成二十七年九月八日

土地改良区の変更改認可
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。
平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 土地改良区名
小坂第二土地改良区

二 認可年月日
平成二十七年九月八日

土地改良区の変更改認可
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。
平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 土地改良区名
萩原小坂連合土地改良区

二 認可年月日
平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十七年九月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社